# 8 令和6年度 部活動規定

相良村立相良中学校

# 1 目 的

この方針は、相良中学校の教育方針に従い学校の教育活動を第一義としながら、活動に関する必要な事項を定める。

## 2 加入

学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加による部活動については、生徒にスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上、責任感、連帯感を身につけるために大きな役割を果たしている」と示されている。このことを受け、部活動への参加を勧めることとする。

### 3 加入手続

- ・入部を希望する生徒は、入部届と承諾書を担任に提出し、担任は次のように文書を回覧する。 [担任→入部する部活動の担当者]
- ・部活動の転部は、部活動顧問、校長の許可を得ることとする。

## 4 休日の活動の地域移行について

- ・令和6年度より、休日(土日祝日)の運動部活動(5つ)の地域移行を行う。
- ・活動日や活動時間等については、下記【5 活動について】に準ずる。
- ・詳細な方針については、相良村が設置する部活動における地域移行検討委員会で決定する。
- ・平日は学校担当者、休日(土日祝日)は地域等の指導者とする。
- ・休日の部活動における保険については、各部活動で加入する。

#### 5 活動

#### (1)活動日

- ・生徒の体力、健康の状態を考慮し、1週間の活動日は、5日以内とし、平日1日以上(原則水曜日)、週末(土曜日及び日曜日)1日以上の計2日以上を休養日とする。ただし、試合等で土日に休養日をとれない場合は水曜日以外の平日に1日休みを設ける。また、毎月第1日曜日(家庭の日)は完全休養日とする。
- ・練習時間及び期間は、学習に支障をきたさないように定める。定期テスト前の3日間とテスト期間中は、テストの最終日を除き活動を中止する。ただし、テストの最終日から5日以内に試合がある場合は、学習に支障のない限り1時間程度の練習を認める。
- ・10月から3月の期間内にある対外試合・演奏会の1週間前に限り1時間程度の延長練習を認める。また、10月から3月の期間外にある中体連主催の大会や吹奏楽コンクール等に出場する場合は、特別に延長練習を認める。なお、延長練習を行う場合は、校長の承認を得て保護者から承諾書をとる。

## (2)活動時間

- ・平日の活動時間は、生徒の安全を考慮して下校時間を定め、長くとも2時間とする。
- ・土曜、日曜、祝日、長期休業日の活動時間は、午前または午後の半日とし、長くとも3時間とする。ただし、練習試合への参加等を除く。
- 始業前の早朝練習については行わない。
- ・絶対下校時刻を度々守らなかったり、部室の使用状況、使用した道具の後始末及び練習場所 の整備が行われていなかったりする場合は警告を行う。それでも改善されない場合は、練習 停止、試合出場停止及び練習場所を使用させない場合がある。

## 活動終了時間及び絶対下校時間

月	部活動終了時刻	絶対下校時刻 (スクールバス)
4月	学年始休業日の計画による	
	18:20	18:30
5月	18:30	18:40
6月	18:30	18:40
7月	18:30	18:40
	夏季休業中の計画による	
8月	夏季休業中の計画による	
9月	18:00	18:10
10 月	17:30	17:40
11月	17:20	17:30
12 月	17:10	17:20
	冬季休業中の計画による	
1月	冬季休業中の計画による	
	17:30	17:40
2月	17:50	18:00
3月	18:10	18:20
	学年末休業中の計画による	

## (3)練習試合・大会

- ・練習試合は、原則県域内とし、月3回以内とする。
- ・大会は、中体連共催大会及び競技団体等が主催する大会を含め月2回以内とする。(中体連主催の大会を除く)
- ・練習試合や大会の実施にあたっては、地域等の指導者が学校担当者と連携を図り、本規定に 則り、相手、試合日、場所、時間、引率者、交通手段等について計画し、生徒や保護者に周 知する。

## 6 部の設置

部の設置に当たっては、指導者、施設等の条件をふまえ、適切に編成する。また、部員が所属せず、活動できない部は廃部となる場合がある。

## 7 部活動規定の改廃

この方針の改廃は、校長の指導のもと、職員会議において職員の同意を得て行う。